

後期高齢者医療保険料の内訳

保険料額 = 均等割額 + 所得割額 (所得 × 所得割率)

均等割額…県内の加入者全員に等しく納めていただく金額です。
 所得割額…加入者本人の所得に応じて納めていただく金額です。

◆ 保険料率は変更ありません

平成 25 年度まで		平成 26 年度から	
均等割額	39,710 円	均等割額	39,710 円
所得割率	8.07 %	所得割率	8.07 %

◆ 均等割額の軽減措置

(軽減割合は変更ありませんが、5割軽減および2割軽減の対象が拡大されます)

世帯主および被保険者の総所得金額等が 下記の基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額 H25 年度まで	均等割額 H26 年度から
基礎控除額 (330,000 円)	8.5 割	5,956 円	5,956 円
被保険者全員の年金収入 80 万円以下で、その他各所得がない	9 割	3,971 円	3,971 円
基礎控除額 (330,000 円) + 245,000 円 × 被保険者の数	5 割	19,855 円	19,855 円
基礎控除額 (330,000 円) + 450,000 円 × 被保険者の数	2 割	31,768 円	31,768 円
後期高齢者医療制度加入前に被用者保険の被扶養者であった被保険者	9 割	3,971 円	3,971 円

参考 (改正前) 5割軽減「基礎控除額 (330,000 円) + 245,000 円 × 被保険者の数 (世帯主である被保険者を除く)」
 2割軽減「基礎控除額 (330,000 円) + 350,000 円 × 被保険者の数」

◆ 所得割額の軽減措置 (軽減割合は変更ありません)

被保険者本人の総所得金額等	軽減割合
58 万円以下 (年金収入のみの場合は、153 万円～ 211 万円以下)	5 割

◆ 賦課限度額が変わります

	平成 25 年度まで	平成 26 年度から
賦課限度額	55 万円	57 万円

**平成26年度から
後期高齢者医療の保険料率について**

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されることになっています。平成26年度からの保険料率に変更はありませんが、所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の軽減措置については、

5割軽減および2割軽減について対象が拡大されます。また、保険料上限額についても変更となります。改定後の保険料率に基づく保険料額は、平成26年7月中旬頃にみなさまに通知する予定です。

がんばる!

女性消防団

この度、7名の女性団員が応急手当普及員の資格を無事取得しました!これは普通救命講習の指導を消防本部と共に行うための資格で、大仙市、美郷町、仙北市が合同で男性団員と共に合計24時間の講習を受けました。

全国の消防団員の中にはこの資格を持ち、様々な市民層に対し応急手当の普及啓発に努めている方もいます。そこで、私たちも1人でも多くの市民が心肺蘇生法等の応急手当を習得し実施に移すことができれば、救命事例が確実に増えていくものと思い今回挑戦しました。大曲仙北では初の試みでしたが、講師にあたってくださった救命士の方の指導のおかげで無事全員合格することができました。将来女性団員全員がこの資格を持ち活動することを目標としています。これから事業所や学校などに邪魔することになるとは思いますのでどうぞよろしくをお願いします。

仙北市に女性団員が誕生して5年になります。地域の方により密着した活動をしていきたいと思っております。

西宮 三春



心肺蘇生法などの
応急手当を習得中



受講した7名の女性団員が応急手当普及員の資格を無事取得!

**女性団員
募集中!**

仙北市総合防災課
☎ 43-1115

第10回

生涯学習サークル紹介

【問い合わせ先】

教育委員会生涯学習課 ☎ 43-3383

広報せんぼく平成25年6月16日号掲載の仙北市生涯学習ガイドから主に市内で活動するサークルを紹介します。

参加してみたいなど、活動に興味がある方は生涯学習課にお問い合わせください。

※開催日時が変更になる場合がありますので、初めて参加される方は事前にお問い合わせください。

- サークル名 **しのめ 東雲クラブ**
- 活動日時 夏期：毎週 月～金
冬期：毎週 月・水・金 (11月～4月頃)
8:30～15:00
- 活動場所 角館東地区公民館 夏期：野球場
冬期：体育館
- 会員数 現在老人クラブの仲間約20人が常に集まって楽しんでいます。

グラウンドゴルフを通じて健康づくりと親睦を深めることを目的に交流しています。月末には大会を行い、練習の成果を競っています。一人一品あげてもいい物を持ち寄り、それを賞品にして、誰に何が当たるか分からない闇鍋形式が恒例となっています。



● 問合せ /
 秋田県後期高齢者医療広域連合
 ◆ 業務課 ☎ 018(853)7155
 ◆ 総務課 ☎ 018(838)0610
 ホームページ
<http://www.akita-kouiki.jp/>
 ↓ 左枠「保険料について」内

